

提案型事業助成制度のご案内

～まちづくりのために、みなさんの力とアイデアをお待ちしています～

提案型事業とは、まちづくりを進めるために、町民活動団体及びグループの方々が提案（企画、実施）した事業経費に対し補助する制度です。

みなさんが日頃から考えているまちづくりに関するアイデアと、みなさんの力で、まちづくりを応援していただけませんか。すばらしい提案をお待ちしております。

「こんなこと、どうかしら」と思っていることがありましたら、まずはお気軽にご相談ください。

1 応募することができる団体

越生町内に事務所及び活動場所を有する団体（町民活動団体、ボランティアグループ、NPO、町内会等）であることが必要です。（個人は対象としません）

2 対象となる提案事業

目的の趣旨に適合し、次のすべてに該当するものです。

- ①町内で実施される事業で、施設の建設等を目的としないもの。
- ②広く町民の誰もが参加することができ、その活動が町民福祉の向上および地域社会の発展等公益に寄与する事業。
- ③国、県、町または町関連団体（町から補助金等の交付を受けている団体をいう）から補助金、助成金等の交付を受けていない事業。
- ④初めて補助金交付の決定を受けた年度の次の年度から3年度以上同じ内容で活動し、かつ、補助年度の完了後においても、当該補助事業を遂行した期間と同程度の期間を継続して活動することが見込まれる事業。

例

観光振興事業…観光イベントの実施、史跡めぐり、花の植栽や花壇づくり

健康づくり推進事業…健康体操教室、健康講座など

3 応募対象外となるもの

次のような事業は補助対象になりません。

- ①営利を目的とした事業
- ②特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- ③政治、宗教、選挙活動に関する事業
- ④施設等の建設や整備を目的とするもの
- ⑤政策の立案に関するもの（政策立案のための調査等）
- ⑥学術的な研究事業
- ⑦事業実施を伴わない調査等
- ⑧地区住民の交流行事等の親睦会的なイベント開催事業
- ⑨国、地方公共団体及びそれらの外郭団体から当該事業に助成を受けているもの
- ⑩既に実施されている事業
- ⑪公序良俗に反するもの

- ⑫法令、条例等に違反するもの
- ⑬その他、町長が適当でないと認めたもの

4 提案事業応募期間

平成26年5月1日（木）～5月30日（金）

5 補助金額

補助金額は、年度ごとの補助対象経費で50万円を限度とし、補助率は10分の10以内とします。

6 補助対象経費

補助の対象となる経費は、講師の謝金、消耗品、チラシの印刷費など実施に直接必要となる経費とします。ただし、人件費および備品費、事務所の借り上げなど団体の設立や団体の運営、維持にかかる経費は対象外とします。

7 申請に必要な書類

年ごとに申請を行っていただきます。申請書に次の書類を添付して、企画財政課企画担当まで提出してください。

〔申請必要書類〕

- ①事業計画書および資金計画書
- ②定款、規約その他これらに準じる書類
- ③団体構成員の名簿
- ④既存団体は、前年度の活動実績を明らかにする書類
- ⑤前年度に越生町まちづくり応援隊提案型補助金の交付を受けている団体は、前年度事業の実績（見込）および収支決算（見込）を示す書類
- ⑥その他必要と認める書類

—応募・問い合わせ先—

越生町役場 企画財政課 企画担当

〒350-0494 越生町大字越生900番地2

TEL 049-292-3121 FAX 049-292-5400

E-mail : kikaku@town.ogose.saitama.jp